

券名	障がい者タクシー料金助成利用券	高齢者タクシー料金助成利用券
対象	◇身体障がい者手帳1級・2級の方 ◇療育手帳A判定の方 ◇精神障がい者保健福祉手帳1級の方 ※「障がい者タクシー料金助成利用券」と「バス特別乗車証」(※)との併用はできません。	65歳以上の方で、介助なしでは外出することが困難な市民税非課税世帯の高齢者の方(一定の基準に該当する必要があります)
助成内容	※本人または生計を一にしている方が所有する自動車の自動車税減免の適用を受けている方やこれから受けられる方は対象になりません。	※介護保険の要介護認定4・5の方で、市民税非課税世帯の方は24回利用後に24回分の利用券を追加交付します。
申請方法	各種障がい者手帳と印鑑をお持ちのうえ、地域福祉課で申請してください。 ☎84-0641	各種障がい者手帳(お持ちの方のみ)と印鑑をお持ちのうえ、高齢介護課で申請してください。 ☎84-0644

平成28年度の各タクシー料金助成利用券の申請を、3月25日(金)から受け付けます。交付を希望される方は、担当課で手続きをしてください。
 なお、平成27年度の利用券は、3月31日(木)までの利用となります。

「障がい者タクシー料金助成利用券」と「高齢者タクシー料金助成利用券」の交付について

障がい者バス特別乗車証からの切り替えについて(※)

バス特別乗車証を利用している方で、障がい者タクシー料金助成利用券に切り替えを希望される方(上記のタクシー料金助成券の対象者に該当する方のみ)は、3月31日(木)までに地域福祉課で申請してください。
 ※年度途中での切り替えはできませんので、ご注意ください。

**戦没者等のご遺族のみなさまへ
 特別弔慰金の請求はお済みですか？**

第十回特別弔慰金の最初の償還時期(4月15日)が近づいています。特別弔慰金国債の発行には時間がかかりますので、お早めにご請求ください。

■対象

- 平成27年4月1日時点で①～④のいずれかに該当するご遺族お一人
- ※戦没者等の死亡時にすでに生まれている方(胎児含む)に限ります。
- ①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- ②戦没者等の子

**PM2.5 注意喚起情報
 メール配信サービス**

愛知県では、毎年11月～翌年8月の間、微小粒子状物質(PM2.5)注意喚起情報を発令(解除)した情報を配信するサービスを行っています。ぜひご活用ください。

■登録方法など

愛知県ホームページ内の当該ページ(サイト内「注意喚起情報メール」で検索)でご確認ください。
 ■問い合わせ
 愛知県環境部大気環境課調査・監視グループ
 ☎052-954-6216

知多バスの路線バスが一部廃止されます

3月31日(木)をもって、知多乗合(株)が運行する岩滑線及び安城中部空港線は全区間廃止となり、有脇線は一部区間(知多リハビリ病院前～東浦駅)が廃止となります。
 詳しくは、知多乗合(株)へお問い合わせください。

■問い合わせ 知多乗合(株) ☎21-5234

- ③戦没者等の父母・孫・祖父母・兄弟姉妹(戦没者等の死亡当時の生計の有無等により、順位が入れ替わります)
- ④上記以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)で戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方
- 支給内容
 額面25万円、5年償還の記名国債
- 請求期限
 平成30年4月2日(月)
- 申請・問い合わせ
 地域福祉課 ☎84-0641